

栄東まちづくり協議会 会議資料（2022年6月）

日時 2022年6月2日（木）18:30～

場所 栄東まちづくり協議会

■議題

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1. 今年度の事業の実施スケジュール等について | 別紙1 |
| 2. 環境美化事業（落書き消し活動）について | 別紙2 |
| 3. 地域活性化事業（池田公園夏まつり）について | 別紙3 |
| 4. 街路灯広告枠の経過措置期間について | 別紙4 |

■報告事項等

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1. 栄東まちづくり協議会会議室利用規程について | 別紙5 |
| 2. 公園整備事業（池田公園トイレ維持管理）について | 別紙6 |
| 3. 名古屋市監査について | 別紙7 |
| 4. その他 | |

2022 年度事業計画

1 防犯事業

2017 年度に栄 5 丁目に 37 か所 42 台の防犯カメラを設置した。栄 4 丁目には、愛知県警の防犯カメラ（21 台）が設置されていたが、愛知県警（中警察署）に相談し、防犯カメラの整備が必要と思われる場所 4 ヶ所に 2021 年度に防犯カメラ 4 台を整備する。さらに、老松第六町内会の防犯カメラ 7 台を協議会に移管した。前述の 3 機種ある防犯カメラの特性を把握しながら、栄東に最も適した機種や持続可能な運用を検討し、街の防犯力の向上を目指す。

<参考> 防犯カメラ画像の閲覧実績

2017 年度(2017.1 月～) 3 回、5 基

2018 年度 19 回、35 基

2019 年度 23 回、67 基

2020 年度 23 回、38 基

2021 年度(～2021.11 月) 5 回、9 基

2 防災事業

(1) 防災訓練

栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東女子大小路ビル協会とともに主催し、池田公園において防災訓練を行う。過去 2 年はコロナ禍の影響でオンライン防災訓練を実施したが、2022 年度はオフラインでの実施を前提に、地域住民の参加促進を目指して防災訓練の内容を充実させる。各地域構成団体から防災訓練の担当者を選出して頂き、訓練内容を拡充して実施する。協議会は、訓練の講師費用、炊き出し材料、啓発物品の購入、広報作成等を行う。

(2) 防災・防犯講習会

栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東女子大小路ビル協会、中消防署、中警察署とともに主催し、講習会を行う。協議会は、広報、啓発物品の購入、設営、講師等の手配を行う。

3 環境美化事業

(1) 落書き消し活動

落書きの減少とコロナ禍の影響で 2 年間実施していなかった落書き消し、いたずらシール剥がし活動を栄東まちづくりの会とともに栄東地区内で行う。協議会は、ペンキ、有機溶剤、道具等の資材の購入を行う。

(2) ゴミ、カラス対策

栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東女子大小路ビル協会と協働し、ゴミ散乱の原因となるゴミ出しの適正化の啓発、カラス被害の防止等を行う。啓発資料の作成と貸出用のゴミ箱を準備する。

4 街路灯事業

(1) 街路灯の整備、検討会の実施

栄4丁目、5丁目の街路灯を栄4丁目北側から整備する。2020年度には、栄5丁目南部にあった街路灯の未整備地域に栄5丁目モデルを11本整備し、歩道のない区間で街路灯が整備できない場所には、中電柱に街路灯を12ヵ所共架して、明るい歩道を確保した。これらの栄5丁目の街路灯整備の経緯を踏まえ、今後、中電柱に街路灯を共架する場所がないか地域で意見集約し、栄5丁目の街路灯モデルについて地域で検討会を実施する。

(2) 街路灯の維持管理

新設の街路灯及び既設街路灯の一元管理を行い、街路灯の保守、電灯料支払いを行う。

<参考> 2022年度期首

- 1 新設街路灯 157基 (2017-20基、2018-46基、2019-40基、2020-27基、2021-24基)
- 2 既存街路灯 192基

5 公園整備・活用事業

(1) 池田公園トイレ維持管理

2020年度に建替えた池田公園トイレに、2021年度は旧中日ビルのモザイクタイルの一部をリノベーションとして取り付ける。特徴があり、利用の多いトイレが安全・清潔に保たれるよう維持管理を行う。

(2) 池田公園の修景

栄東のまちづくりの拠点であり、情報発信の場である池田公園が、地域内外の方に快適に過ごして頂ける魅力的な場所となるよう、植栽整備や施設の充実等、小規模リノベーションを検討、実施する。

6 道路空間整備検討事業

栄東地区内の道路を、歩いて楽しい空間とするため、名古屋市が地域構成団体に意見集約しながら進めている放置禁止区域の指定について情報収集し、自転車駐輪場の整備等の検討について、まちづくりの視点で情報発信する。また、道路のあり方の変化が街のイメージ向上に貢献する手法について検討、実施する。

7 多文化共生事業

外国人と地域との共生のために行ってきた相談事業をより地域に根付いた事業となるよう、中区役所等と連携し、中区からの相談利用者を増やす取組みを継続実施する。また、外国人が参画するイベントを実施することで、文化交流を促し、相互理解を深め、地域の担い手となる外国籍住民・事業者・学生たちとつながりを作る。

8 地域活性化事業

名古屋の都心部は名駅地区がビジネス地区、商業地区としても発展し、栄、伏見地区でも商業、住宅開発が進んでいる。また久屋大通公園の再整備が進められている。一方、栄東地区は都心部栄の立地を活かしきれていない面があり、賑わいづくりが必要となっている。こうした状況から、栄東地区の活性化、賑わい創出と魅力発信のため、様々な事業を実施する。

(1) 夏まつり、イルミネーションイベント等の地域イベントや魅力発信事業の実施

コロナ禍の影響で2年間開催を見送った池田公園夏まつり、イルミネーションイベント、3 by 3 バスケットボール大会を実施する。なお、地域の負担を軽減するため、設営の外注化の拡大を検討する。また、池田公園活用策やランチマップの作成など、栄東地区の賑わいを創出し、魅力を発信するための取組みを検討、実施する。

(2) イルミネーション装飾

池田公園内のイルミネーション装飾を実施する。2021年度に更新した東栄通と瓦通の片側歩道のイルミネーション装飾を両側歩道に整備する（但し、両側歩道の全ての街路灯に整備するのではなく、両側にバランス良く見えるよう整備する）。また、イルミネーション装飾の効果的な広報を実施する。

(3) 公衆無線 LAN(Free Wi-Fi)の廃止

2017年度から開始した Free Wi-Fi サービスを利用者実績等で評価した結果、廃止する。機器撤去などを行う。

9 調査研究事業

栄東地区のまちづくりの方向性、施策を検討するため、まちづくりビジョンの策定を進める。より良いまちづくり活動を続けるため、他地域の事例を調査、研究する。

10 広報事業

栄東地区の魅力、情報を発信するため、地域主体により広報紙等の広報媒体を作成するほか、SNS やホームページを活用する。

事業名	事業目的	○事業内容	来年度の事業内容（地域要望）
防犯事業	地域の防犯力を向上し、安全な地域をつくる。	○栄4丁目5丁目防犯カメラ運用、維持管理	■今年度の事業内容を継続実施 まち会：4丁目防犯カメラの運用方法を5丁目防犯カメラに活かす方法を検討する。
防災事業	防災力を高め、防災に強い地域をつくる。	○防災訓練、講習会の実施	■今年度の事業内容を継続実施 まち会：防災訓練と講習会を実施する。 発展会：町内会単位（あるいは数町内会）にて地域に密着（組織者・未組織者むけ）した防犯・防災・消防など各種講習会・説明会を開催する予算。22年度事業としてAEDの体験事業その他を予定。 ビル協会：防災講習会は今年度と同等の予算を要望します。
環境美化事業	環境美化意識を高め、快適できれいな地域をつくる。	○落書き消し活動 ○ゴミ、カラス対策	■今年度の事業内容を継続実施 まち会：落書き消し活動を実施する。ゴミ、カラス対策は、ゴミの多い場所への働きかけを行う。 発展会：ゴミの管理の悪いビル・商店に対し、ゴミ管理徹底を呼びかける事業の予算。 ゴミ出し方法の悪い物件に折り畳み式ゴミ箱の貸出のためのゴミ箱の予算。 地域全体が一斉（あるいは一定期間内）又は、それぞれに清掃活動に参加するイベントの予算。
街路灯整備事業	明るく、安心して歩ける道路環境を整える。	○街路灯の更新 ○街路灯の維持管理	■今年度の事業内容を継続実施 まち会：広告枠後付けタイプを活用した街路灯を整備する。 発展会：4丁目整備と同時進行にて5丁目の整備を検討する。 （現状街路灯のないまたは暗い道路に簡易（小型）照明の整備を進める）。 5丁目の街路灯整備基本計画の作成。
公園整備活用事業	まちづくりと一体となった公園整備を進め、人々の滞在及び交流を促進する。	○公園トイレ維持管理 ○池田公園の修景	■今年度の事業内容を継続実施 まち会：トイレの維持管理（修繕）と池田公園を少しずつ良くするための事業を実施する。 発展会：地域内にある児童公園・どんぐり公園にある防災倉庫の充実・建替・整備の予算。
道路空間整備検討事業	快適な道路空間のあり方を検討し、まちづくりの可能性を高める。	○自転車駐車場の整備検討進捗の確認と、道路のあり方の検討。	□新たに取り組みたい事業 まち会：放置自転車禁止区域の検討、道路の活用の検討 ビル協会：歩いて楽しい街を実現するためにも、放置禁止区域の指定と合わせた有料駐輪場の整備を検討する。ホームページやタブロイド紙への掲載。
多文化共生事業	国籍や文化の違いを尊重する豊かな地域をつくる。	○相談事業 ○イベント実施	■今年度の事業内容を継続実施 まち会：相談事業は中区からの相談を増やす取組み、外国人が主体となるイベントの実施。 ビル協会：携帯トイレの普及等、外国人に理解してもらい地域の一員として防災に関心をもってもらおう。
地域活性化事業	にぎわいを作り、地域の魅力を発信する。	○池田公園夏まつり ○イルミネーション装飾、イベント ○公衆無線LAN（Free Wi-Fi）事業の廃止	■今年度の事業内容を継続実施 まち会：夏まつり等、より地域が活性化するためのイベントの実施。 歩道イルミネーション装飾の拡充（片側歩道を両側歩道へ。但し、全ての街路灯ではなくて良い） Wi-fiは撤去する。 発展会：夏まつり等、より地域が活性化するためのイベントの実施。（意見としてコロナ禍における飲食を伴うイベントのあり方を考える。また、飲食に代わる集客の方法を考える） イルミネーション装飾個所の拡大。Wi-fiは撤去する。 ビル協会：歩道イルミネーションの増設を要望します。 カラオケ大会、ランチマップ、ナイトシアター等新しい来場者の開拓を目標とする。池田公園の前に公園アピール看板設置。マンション購入客認知用 公衆無線LAN（Free Wi-Fi）の廃止・撤去。
調査研究事業	他地域の取組みを学び、まちづくり活動を活性化する。	○先事例の研究、まちづくりビジョン検討	■今年度の事業内容を継続実施 発展会：まちづくり地域活動を進めるうえで知るとためになる公演会・イベントなどの紹介をしてほしい。（町おこしに関する講師の招聘など。） ビル協会：まちづくりのビジョン作りを考える為の勉強会、先事例の視察の予算組み。他の地域の公園を視察し、池田公園の将来の構想に役立てる。
広報事業	地域内外に街の魅力を伝える。	○効果的な方法でまちづくり活動を発信する。	■今年度の事業内容を継続実施 まち会：できるだけ多くのメディアに栄東のまちづくり活動を伝え、地域内外の方に栄東について知っていただく。 発展会：地域で行われている活動を紹介する広報誌・活動報告など作成のための予算。
事業調整	事業計画の変更等を迅速に行う。	○事業を再構築する	■今年度の事業内容を継続実施 まち会：できるだけ地域の实情に沿って予算を執行して欲しい。 発展会：街路灯整備計画の見直し（街路灯整備計画の欄に記載） ビル協会：柔軟なご対応を求めます。
その他	発展会：発展会による地域密着型講習会の開催 / カラス対策事業 / 地域全体が清掃活動に参加する事業		

環境美化事業（落書き消し活動）について

1. 概要

- ・日時：2022年6月4日（土）9:00～11:00
- ・会場：栄東地区
- ・主催：栄東まちづくりの会
- ・内容：栄東地域の落書きをペンキ塗り又は薬品で消す。いたずらシールを剥がす。
- ・参加者・人数：地域団体会員、地域住民、中部電力株式会社 職員 等
約50名（予定）

2. 協議会の役割と経費について

- (1) 役割：事業予算（11万円）の範囲内で活動に必要な資材を購入し提供する。
- (2) 経費：資材（ペンキ、有機溶剤、道具等）、参加者用飲料

3. 委員が所属する団体等との契約の承認について

- ・栄東まちづくり協議会規約（会議）

第9条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。

(5) 委員が所属する団体等との契約に関すること。

- (6) その他、協議会の運営に関すること。

- ・契約の相手方：株式会社豊明堂 代表取締役 近藤洋史

（栄東まちづくり協議会委員/栄東まちづくりの会事務局長）

- ・契約内容：落書き落とし用スプレー（消せる君 480cc） 24本 63,360円（税込）
刷毛（多用途刷毛・刷毛幅50mm） 30本 7,227円（税込）
刷毛（多用途刷毛・刷毛幅70mm） 20本 5,258円（税込）
計 75,845円（税込）

- ・契約理由：同商品の購入を他者と比較したところ廉価であり、且つ発注から使用までの期間が短い状況下で（6月2日協議会審議、6月3日発注、6月4日活動時に使用）納品の対応が可能であるため。

<審議事項> 落書き消し活動の資材を株式会社豊明堂に発注してよろしいか。

地域活性化事業（池田公園夏まつり）について

1. 概要

- ・日時：2022年7月18日（月祝）・19日（火）16:00～20:30
- ・会場：池田公園
- ・体制：
 - 【共催】栄東まちづくりの会・栄東発展会・（一社）栄東女子大小路ビル協会
（実行委員会を設置し、企画・運営等を担当する。実行委員会は地域団体から選出された委員により構成され、各会との連絡調整を担当する）
 - 【協力】栄東まちづくり協議会
 - 【後援】中区役所・愛知県中警察署・名古屋市中消防署・名古屋市中土木事務所・名古屋市中環境事業所・名古屋市中保健センター
- ・内容：栄東地区の活性化、賑わい創出と魅力発信のため、夏まつりを実施する。

2. 協議会の役割と経費について

- (1) 役割：事業予算（150万円）の範囲内で会場設営やチラシ・ポスター作成等の手配を行う。
- (2) 経費：実行委員会及び全体会議の会議費、当日運営スタッフ用飲料・弁当等費用、会場設営・装飾費、保険代（行事参加者に係る傷害保険）、スタッフTシャツ及びIDカード制作費、来場者配布用景品、コロナ感染予防対策用物品、ステージ出演者等謝金、街路灯バナー設置、チラシ・ポスター作成及び印刷

＜審議事項＞上記の役割で池田公園夏まつりに協力し、経費支出してよろしいか。

街路灯広告枠の経過措置期間について

1. 経過措置期間設定における基本的な考え方

- ・経過措置期間の設定にあたっては、期間の根拠について合理性を有するものであることを基本とする。

2. 期間とその根拠について

(1) 4月協議会での協議内容：

栄東発展会で各町内会長の意見を再確認し、地域の意見として6月協議会で報告する。

(2) 意見集約結果について（栄東発展会からの情報共有）：

＜審議事項＞経過措置期間とその考え方を整理した上で、7月以降の協議会において速やかに決定するという進め方でよろしいか。

街路灯整備事業の仕組みの改善について

【考え方】

補助金の適正執行のため、今年度末をもって協議会所有の街路灯における広告料等の徴収を終了します。また、今後は協議会所有の街路灯については広告掲載を認めない方向で事業の整理を行います。ただし、広告主との調整等のため、一定の経過措置期間を設けることとします。

【個別の取扱い】

1 協議会が令和4年度以降に設置する街路灯について

- ・広告の掲載を行うことはできません。また、設置する街路灯は広告枠なしモデルとします。

2 協議会がこれまでに設置した街路灯について

(1) 現在、広告が入っている箇所の広告枠の取扱い

- ・R4年度からは広告料の徴収を行いません。
- ・経過措置期間中は無償掲出を認め、パネルの電灯料は協議会が負担します。
- ・広告枠の破損や故障への対応は協議会が行います。
- ・広告内容の変更はできません。
- ・経過措置期間中に広告の撤去が必要となった場合は、協議会負担にて広告を撤去します。

(2) 現在、町内会名が入っている広告枠の取扱い

- ・経過措置期間中は引き続きの掲載を認め、パネルの電灯料は協議会が負担します。
- ・広告枠の破損や故障への対応は協議会が行います。
- ・掲載内容の変更はできません。

(3) 現在、空き枠となっている広告枠の取扱い

- ・広告掲載を認めない方向で整理していくため、広告枠への新規参入は認めません。
- ・広告パネルの電灯は点灯し、電灯料は協議会が負担します。
- ・広告枠の破損や故障への対応は協議会が行います。

(4) 経過措置後の取扱い

- ・広告が掲載されている街路灯については、協議会の費用負担により、広告を撤去します。
- ・電灯料は協議会が負担します。
- ・広告の撤去後の広告パネルの運用については今後整理していきます。
- ・町内会名が入っている広告枠、空き枠となっている広告枠についても上記運用に準じます。

3 協議会が町内会より所有権を移管した街路灯について

(1) 現在、広告が入っている箇所の広告枠の取扱い

- ・経過措置期間中は無償掲出を認め、パネルの電灯料は協議会が負担します。
- ・広告枠の破損や故障への対応は協議会が行います。
- ・広告内容の変更はできません。
- ・経過措置期間中に広告の撤去が必要となった場合は、協議会負担にて広告を撤去します。

- (2) 現在、広告が入っている箇所のうち、広告主が電灯料を負担している広告枠の取扱い
- ・該当街路灯の所在する町内会長と調整し、広告主から協議会に電灯契約切替えを進めます。
 - ・該当となる街路灯を町内会が把握している場合には協議会までご連絡ください。
- (3) 現在、広告が入っている箇所のうち、広告料を協議会が徴収している広告枠の取扱い
- ・原則、協議会が設置した街路灯の取扱いに準じます。
 - ・ただし、経過措置期間の設定については、その他の移管街路灯と同様です。
- (4) 経過措置後の取扱い
- ・広告が掲載されている街路灯については、広告を撤去します。
 - ・広告撤去に係る費用は協議会が負担します。
 - ・広告の撤去後の広告パネルの運用については今後整理していきます。

4 その他

- (1) 保険の加入について
- ・協議会で一括して保険加入を行います。
- (2) 街路灯が所在する町内会にお願いしたいこと
- ・現在の広告主への運用（経過措置中、措置後等）の説明・調整。
 - ・街路灯の日常点検。破損、不点灯などがあった場合には協議会までご連絡ください。

栄東まちづくり協議会 地域団体による会議室利用規程

2022年5月30日

1. 利用者：栄東まちづくり協議会を構成する地域団体
2. 利用目的：栄4・5丁目のまちづくりに関わる打合せ・会議等
3. 利用申し込み
 - ・ 申込方法：所定の様式にて、会議室利用に係る「希望日時・責任者・目的・利用人数」を明らかにし、事前に申し込む。原則メール又は書面での申し込みとする。
 - ・ 申込先：栄東まちづくり協議会 会長（メールにて申込の場合の宛先：会長、cc：事務局）
 - ・ 申込期日：原則利用希望日の1週間前まで（事務局とのセキュリティカード・鍵の受け渡しの所要日数があるため）
 - ・ 申請結果の通知：事務局よりメールにて使用可否の結果を責任者へ通知する。
4. 利用の流れ
 - ・ 【事前】利用日時より前に事務局員からセキュリティカード・鍵を受け取り、返却時まで責任を持って管理する。故意または過失によってセキュリティカード・鍵を紛失した場合は責任者がその損害を賠償する。セキュリティ解除の方法は受け渡しの際に事務局員から説明を受ける。受け渡し日時は事前に事務局員と調整する。
 - ・ 【当日】事前に申請した利用日時に会議室を利用する。
 - ・ 【後日】セキュリティカード・鍵を事務局員へ対面にて返却する。受け渡し日時は事前に事務局員と調整する。
5. 禁止・注意事項
 - ・ 禁煙：会議室内及び建物内でタバコを吸わないでください。
 - ・ 空調・照明：利用後は忘れず停止・消灯してください。消し忘れを事務局で確認した場合、次回以降の利用を停止させていただきます。
 - ・ 机・イス：レイアウトを変更した場合は必ず利用終了時に原状にお戻しください。
 - ・ 清掃：原則不要ですが、汚れたりゴミが出たりした場合は適宜清掃をお願いします。ゴミはお持ち帰りください。
 - ・ ドア・窓の施錠：利用終了時に確実に施錠をしてください。万が一施錠されておらず、盗難等協議会に損失があった場合は、その実費を請求させていただきます。また、次回以降の利用を停止させていただきます。
 - ・ 事務局内への立ち入り：事務局内へ立ち入ることは禁止します。
 - ・ 会議室及び設備の損傷・汚損・紛失：万が一会議室及び建物の施設・設備等を損傷・汚損・紛失した場合は、その実費を請求させていただきます。

●●●●年●●月●●日

栄東まちづくり協議会
会長殿

申請者

地域団体名：●●●●●会

氏名：会長 ●● ●●

会議室利用申請書

下記の通り、会議室の利用を申請します。

記

1. 希望日時	●●月●●日 (●) ●●:●●~●●:●●
2. 責任者	・氏名：●● ●● ・住所： ・eメールアドレス： ・電話番号*： (*常に連絡が取れる番号を記載ください)
3. 目的	
4. 利用人数	●人 (予定)
5. 備考	

以上

公園整備事業（池田公園トイレ維持管理）について

1. 経緯

- ・2022年3月：2021年3月末に竣工され清潔で大きくなった池田公園トイレは利用者が増加していた。それに伴い、2021年度中にトイレ室内壁及び床の汚れ等が目立つようになったため、男性個室トイレの壁塗装及び全室の床塗装の修繕工事を実施し、修繕が完了した（工期3月7日～22日）。
- ・2022年4～5月：下記3か所の設備・備品の不具合につき地域より指摘があった。

2. 修繕の要望があった箇所と対応状況

①多機能トイレ個室の扉の鍵

（空室でも赤色表示になり、真ん中のつまみで調整してもすぐに戻る状況が継続）



→名古屋市中土木事務所へ5月19日に修繕を依頼。同日中に鍵の締め直しを実施後、その後不具合は発生していないため、修繕対応は完了。

②多機能トイレ個室の分電盤（上部）のカバー（取り外されたままの状態）



→名古屋市中土木事務所へ修繕を依頼。カバー単体で購入できないことから、機器丸ごとの取り換えを行うことが決定し、取り外されないようビス留めも行うとのこと。5月30日の週に作業実施予定（5月26日確認）。

③多機能トイレ個室の床面（屋外）の剥がれ



→名古屋市中土木事務所へ修繕を依頼。修繕する方針であるが、再度剥がれないような対策が取れるか検討中とのこと（5月26日確認）。

4 監特第 3 - 1 号
令和 4 年 5 月 9 日

栄東まちづくり協議会
会長 田端 龍 様

名古屋市監査事務局長 舟橋 洋一

監査の実施に係る資料の事前提出について（依頼）

今年度、地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、本市の財政援助に係る貴団体の出納その他の事務について、監査の実施を予定しております。

つきましては、監査の実施に先立ちまして、別紙「監査関係提出書類一覧表」に記載の資料について、下記のとおりご提出いただくようお願いいたします。

なお、監査の実施期間等につきましては、実施開始時に、改めて通知いたします。

記

- 1 提出部数 各 5 部（電子データにて提出可能な資料は、メールにてご提出ください。その場合、紙媒体での提出は不要です。）
- 2 提出期限
 - (1) 事前提出資料一覧表 1～9 に掲げる資料
(4、5のうち令和3年度分を除く) 令和4年5月30日(月)
 - (2) その他の資料 令和4年6月10日(金)

(名古屋市監査事務局特別監査室 高木 TEL 052-972-3332)